

## 氏の変更許可(離婚後戸籍法77条の2の届出をしたが婚姻前の氏に戻りたい場合)

### 1. 概要

やむを得ない事情によって、戸籍の氏を変更するには、家庭裁判所の許可が必要です。やむを得ない事情とは、氏の変更をしないとその人の社会生活において著しい支障を来す場合をいうとされています。

### 2. 申立人

戸籍の筆頭者及びその配偶者

### 3. 申立先

申立人の住所地の家庭裁判所

### 4. 申立てに必要な費用

(1) 収入印紙800円分

(2) 連絡用の郵便切手

500円×2枚、100円×1枚、84円×5枚、10円×3枚

※申立人2名の場合の追加分 500円×2枚、100円×1枚、84円×1枚、10円×1枚

### 5. 申立てに必要な書類

(1) 申立書

(2) 申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)

(出生の戸籍(除籍、改製原戸籍)から現在まで、すべての謄本を提出してください。)

(3) 同一戸籍内にある15歳以上の者の同意書

(筆頭者の氏が「〇〇」に変更されることにより、自分の氏も「〇〇」と変更されることに同意する旨が記載され、日付、署名、押印のある書類。適宜の様式で構いません。)

※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

### 6. 手続の内容に関する説明

Q1 許可されたときはどのような手続をとればよいのですか。

A 戸籍に記載された氏を変更するには、家庭裁判所の許可の審判が確定した後に、市区町村役場に届出をすることが必要になります。届出には、審判書謄本と確定証明書が必要になりますので、審判をした家庭裁判所に確定証明書の交付の申請(Q2)をしてから、申立人の本籍地又は住所地の役場に氏の変更の届出をしてください。住所地の役場で行う場合には、戸籍謄本などの提出を求められることがありますので、詳しくは届出をする役場にお問い合わせください。

Q2 確定証明書はどのように申請するのですか。

A 審判書謄本に同封して「確定証明申請書」をお送りしますので、必要事項を記入し、150円分の収入印紙を添えて、審判をした家庭裁判所に申請してください。

郵便770-8528

徳島市徳島町1丁目5番地1

徳島家庭裁判所 総合受付・別表一係

TEL 088-603-0140

受付印 準口頭

関連事件番号 年(家)第 号

# 氏の変更許可申立書

徳島家庭裁判所 御中

貼用印紙 800円  
予納郵便切手 円

令和 年 月 日

申立人の  
記名押印

印

切手  
500円×2枚  
100円×1枚  
84円×5枚  
10円×3枚

添付書類

出生から現在までの一連の  
戸籍謄本

(申立人が2名の場合、  
500円切手×2枚  
100円切手×1枚  
84円切手×1枚  
10円切手×1枚  
を上記に加える。)

収入印紙  
800円分

申立人

本籍

住所

(ふりがな)  
氏名

(ふりがな)  
氏名

〒 - 電話 ( )

( ) 方

昭和  
平成  
令和 年 月 日生

職業  
(勤務先)

電話

昭和  
平成  
令和 年 月 日生

職業  
(勤務先)

電話

## 申立ての趣旨

申立人の氏を「 」に変更することの許可を求める。

## 申立ての理由

1 離婚後戸籍法77条の2の届出をしたが婚姻前の氏にもどりたい

①上記の届出をした理由(旧姓にもどらなかった理由)

- 1 子供の学校の都合
- 2 仕事の都合
- 3 世間に離婚をしられたくなかった
- 4 子供と同じ氏でいたかった
- 5 その他( )

②今回氏の変更をしたい理由(旧姓にもどりたい理由)

- 1 子供の親権者が変わったため
- 2 親族の反対が強いため
- 3 先配偶者のいやがらせ
- 4 再婚
- 5 婚姻継続中と間違われやすい
- 6 自分の気持ちがすっきりしない
- 7 その他( )

2 永年使用( 年 月 日から使用)

(具体的な事情)

3 珍奇な氏である


4 むづかしくて正確に読まれない

5 その他

※下記記載の場合同意書が必要です。

	(ふりがな) 氏名	住所	年齢	職業
申立人と 同一戸籍内 の満15歳 以上の者		〒 - 電話 ( )		
		〒 - 電話 ( )		
		〒 - 電話 ( )		

# ※旧姓に戻したい場合の記載例

受付印	準 口 頭	関連事件番号	年(家)第	号
<b>氏の変更許可申立書</b>				
徳島家庭裁判所 御中		令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	申立人の	<b>徳島 花子</b> 
貼用印紙 800円 予納郵便切手 円	出生から現在までの一連の 戸籍謄本	記名押印		
切手 500円×2枚 100円×1枚 84円×5枚 10円×3枚  (申立人が2名の場合、 500円切手×2枚 100円切手×1枚 84円切手×1枚 10円切手×1枚 を上記に加える。)	添付書類	本籍	徳島県徳島市○○町○丁目○○番○○	
収入印紙 800円分	申立人	住所	〒○○○-○○○○ 電話○○○(○○○)○○○○ 徳島県徳島市○○町○丁目○○番○○ ( )方	
	(ふりがな) 氏名	とくしま はなこ 徳島 花子	昭和 平成 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日生	職業 (勤務先) 会社員 電話
	(ふりがな) 氏名		昭和 平成 令和 年 月 日生	職業 (勤務先) 電話
<b>申立ての趣旨</b>				
申立人の氏を「 <b>高松</b> 」に変更することの許可を求め				
<b>申立ての理由</b> <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">変更後の姓を記入してください。</span>				
<p>① 離婚後戸籍法77条の2の届出をしたが婚姻前の氏にもどりたい</p> <p>①上記の届出をした理由(旧姓にもどらなかった理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子供の学校の都合</li> <li>2 仕事の都合</li> <li>3 世間に離婚をしられたくなかった</li> <li>4 子供と同じ氏でいたかった</li> <li>5 その他( )</li> </ol> <p>②今回氏の変更をしたい理由(旧姓にもどりたい理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子供の親権者が変わったため</li> <li>2 親族の反対が強いため</li> <li>3 先配偶者のいやがらせ</li> <li>4 再婚</li> <li>5 婚姻継続中と間違われやすい</li> <li>6 自分の気持ちがすっきりしない</li> <li>7 その他( )</li> </ol>				
2	<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">該当する理由に○をつけてください。</span> (使用)			
3	珍しい氏である			
4	むずかしくて正確に読めない			
5	その他			
<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">該当する理由に○をつけてください。</span>				
※下記記載の場合同意書が必要です。				
申立人と 同一戸籍内 の満15歳 以上の者	(ふりがな) 氏名	住所	年齢	職業
	とくしま じろう 徳島 二郎	〒 - 申立人の住所と同じ 電話 ( )	17	高校生
		〒 - 電話 ( )		
		〒 - 電話 ( )		

自分の戸籍に15歳以上の子がいれば、ここに記入する。

# 同意書

申立人 \_\_\_\_\_ の申立てによる氏の変更許可審判の申立てについて、申立人（筆頭者）の氏が \_\_\_\_\_ に変更することに伴い、私の氏も変更されることに同意します。

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日（実際に同意書を書いた年月日）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

（携帯電話） \_\_\_\_\_

（必ず氏名の後ろに印鑑を押してください。認め印でも結構です。）

## —この同意書にご記入いただく方に—

この同意書は、申立人からの氏の変更許可審判の申立てを受理するにあたり、15歳以上の同一戸籍内にある方からの提出をお願いしているものです。

この審判が認められると、筆頭者である申立人の同一戸籍内にある方の氏が全員変更されます。

なお、同意書の内容については、後日、電話によりその内容について確認をさせていただく場合や、改めて、書面にて確認させていただく場合があることをご了承ください。

（徳島家庭裁判所）